

共催：(一社)札幌建設業協会、札幌商工会議所 建設部会・設備工事部会
後援：(一社)札幌中小建設業協会、建設産業専門団体北海道地区連合会

建設業・設備工事業における 働き方改革シリーズセミナー 第1回

と き 令和4年9月5日(月)

13:00~15:00

ところ 北海道経済センターAホール

オンライン Zoom ウェビナー

次 第

1. 開 会

2. 講 演

テーマ：(基本編)『時間外労働上限規制の適用開始までのプロセスについて』

講 師：アンビシャス総合法律事務所 弁護士・社会保険労務士 澤井 利之 氏

【略歴等】 社会保険労務士として20年におよぶ実務経験を有する。

建設会社における勤務経験があり、建設業経理事務士(1級)取得。

建設業の実情を把握した実践的な労務管理の助言を得意とする。

労働紛争の予防・人事労務管理・労働問題を得意とし、様々なセミナーでの講師経験も豊富。

働き方改革推進支援センター専門相談員。

3. 質疑応答

4. 情報提供

5. 閉 会

以 上

時間外労働規制学ぶ

札幌建協と札商がセミナー

札幌建設業協会と札幌商工会議所建設部会・設備工事部会は5日、札幌

市内の北海道経済センタで働き方改革に関するセミナーを開いた。建設業者からオンラインを含め78人が受講。講師を務めたアンビシヤス総合法律事務所 沢井利之弁護士・社会保険労務士は、2024年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制について、まずは労働者の労働時間を把握して対応するよう呼び掛けた。



働き方改革関連法を解説する沢井弁護士

R4.9.6 北海道建設新聞

と解決策をテーマに講演する。

働き方改革関連法では、上限規制のほかには、有給休暇の確保な取得が盛り込まれ、使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対して年5日の休暇を取得させなければならない。沢井弁護士は「人手不足の中で有休を取得させれば、さらに人手は不足し時間外労働が発生しやすくなる」と密接な関係性を指摘。セットで対応を考えるよう指導した。月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率の引き上げに関しては中小企業の適用猶予が終了し、23年度から50%以上に上昇することを伝えた。

時間外規制へプロセスは

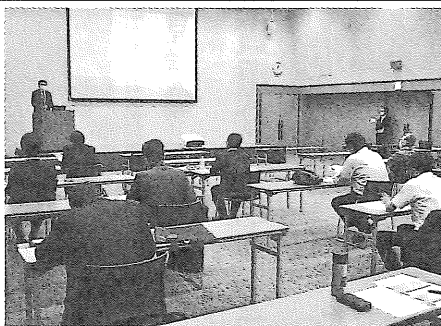
札幌建協等 働き方改革講座

札幌建設業協会（岩田圭剛会長）は5日、札幌市内の道経経済センターを主会場に「建設業・設備工事業における働き方改革シリーズセミナー」をオンライン併用で開催した。札幌商工会議所建設部会・設備工事部会との共催。

働き方改革関連法によって時間外労働の上限規制が2024年4月から建設業に適用されるのを踏まえ、企業が講ずべき具体的な措置について解説するもの。5日と10月11日の計2回にわたって開催する。

講師は社会保険労務士として20年の実務経験があるほか、建設会社での勤務で1級建設業経理事務士資格を保有するなど業界に精通する弁護士・社労士の澤井利之氏（アンビシヤス総合法律事務所）が務める。5日の第1回（基本編）は「時間外労働上限規制の

適用開始までのプロセス」がテーマ。会場20人、オン



ライン50人の計70人が参加した。セミナーでは、働き方改革関連法や時間外労働の上限規制のポイントを整理した上で、建設業への適用開始までのプロセスとして、①月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ②労働時間の適正な把握の必要性③割増賃金率の引き上げへの対応などについて解説した。会場20人、オンライン50人が参加

澤井氏は「事業主は誰がどのくらい働いているか、時間外労働の状況はどうなっているかを把握し、法令を順守できているかを確認できるようにする」として労働時間の見える化の必要性に言及した。

終了後には、事前に申し込みのあった企業を対象とした無料個別相談会を実施した。第2回（実践編）は10月11日午後1時から、「働き方改革に伴う企業の課題と解決策」をテーマに開催する。

R4.9.6 北海道通信